
上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正 (第1号) 39
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 41
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 43
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 45
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規則（第 1 号）

- 1 内容

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）の一部の施行期日を令和 2年 1月14日と定めるものです。

- 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則（第 2号）

- 1 制定の趣旨

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）の施行に関し、必要な事項を定めます。（第 1条関係）

- 2 主な内容

子どもの権利侵害に関する申立て等の手続について定めます。（第 2条から第 5条関係）

- 3 施行期日

令和 2年 1月14日から施行します。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 3号）

- 1 改正内容

名古屋市子どもの権利相談室の開設に伴う体制整備を行います。（第 9条関係）

- 2 施行期日

令和 2年 1月14日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 1号）

- 1 改正内容

子ども未来企画室に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 2年 1月14日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

名古屋市子どもの権利相談室の開設に伴う体制整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 1月14日から施行します。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和 2年 1月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 1号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規
則

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）第10条
から第19条まで及び附則第 2項の規定の施行期日は、令和 2年 1月14日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則をここに公布する。

令和 2年 1月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 2号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第 2条 条例第12条第 1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第 3条 委員は、条例第13条第 4項又は第 5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第 2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第 4条 条例第15条第 1項の規定による勧告は勧告書（第 3号様式）により、条例第17条第 2項の規定による再勧告は再勧告書（第 4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第 2項の規定による要請は要請書（第 5号様式）により、条例第17条第 3項の規定による再要請は再要請書（第 6号様式）により行うものとする。

(公表)

第 5条 条例第18条第 1項又は第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

附 則

この規則は、令和 2年 1月14日から施行する。

第 1号様式（第 2条関係）

子どもの権利侵害に関する申立書 年 月 日 （宛先）名古屋市子どもの権利擁護委員 申立人 住 所 氏 名 電話番号 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第 1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。	
侵害を受けたとされる者	住所 氏名 生年月日 申立人との関係
侵害をしたとされる者	住所 氏名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
事 案 の 概 要	
申立ての内容	
その他参考となる事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 2号様式（第 3条関係）

年 月 日 調査実施通知書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第 3条の規定により、次のとおり通知します。	
申立ての概要	
調 査 の 内 容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
勧告書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 1項の規定により、次のとおり勧告します。	
勧告の内容	
勧告の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
再勧告書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 2項の規定により、次のとおり再 勧告します。	
再勧告の内容	
再勧告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
要請書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 2項の規定により、次のとおり要請します。	
要請の内容	
要請の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
再要請書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 3項の規定により、次のとおり再要請します。	
再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 3 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表子ども青少年局子ども未来企画部の項中

「

企 画 調 整	1 局長の指定する子ども及び親の支援 の推進に関する事	2
---------	-----------------------------------	---

を

」

「

企 画 調 整	1 局長の指定する子ども及び親の支援の推進に関すること。	1
子どもの権利擁護に係る企画調整	1 子どもの権利擁護に係る企画及び調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

名古屋市告示第 1号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 2年 1月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

(9) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 2年 1月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 2年 1月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 2年 1月24日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年 2月 3日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課
- (イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年 2月 3日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

- (ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課
令和 2年 2月 4日（火）午前 8時45分から
ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。
- (イ) 住まいの窓口
令和 2年 2月 4日（火）午前10時00分から
ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 16戸

改良住宅

空家住宅 4戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 2号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 363号により指定した要措置区域の全部を解除します。

令和 2年 1月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市港区野跡二丁目12番 3の一部及び14番 1の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壤の追完調査が実施され、土壤含有量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 3号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 364号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 1月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市港区野跡二丁目11番 2の一部、13番 1の一部、13番 2の一部及び14番 1の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第4号

放置自動車の処分について

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号）第12条第3項の規定に基づき、同条例第15条に規定する名古屋市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物とみなし、処分を行うこととしたので、同条例第12条第4項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和2年1月7日

名古屋市長 河村 たかし

1 放置されている自動車

放置されている場所	製造者の名称	外観	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条に規定する自動車登録番号
名古屋市緑区竈山二丁目1015番地先道路	本田技研工業株式会社	銀色	不明
名古屋市緑区平手南一丁目1006番地先道路	ダイハツ工業株式会社	白色	名古屋 582 う 4424

2 当該放置自動車の処分を予定する日

令和2年1月17日以後の日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 5 号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者からささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年1月7日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ささしまライブ24特定目的会社
取締役 海田雅人
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
- 2 対象事業の名称及び種類
ささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区平池町4丁目
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
令和元年12月23日（月）
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目2 2 3番地

中川区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 7 日 (火) から同月21日 (火) まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 6 号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、事業者から都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法書及びその内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内
- 4 方法書の提出年月日
令和元年12月24日（火）
- 5 方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
南区役所

ウ 名古屋市緑区青山二丁目15番地
緑区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)
(伏見ライフプラザ13階)

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10
名古屋市南生涯学習センター (以下「南生涯学習センター」という。)

(2) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 7 日 (火) から同年 2 月 5 日 (水) まで。ただし、地域環境対策課、南区役所及び緑区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を、南生涯学習センターにあつては第 2 水曜日及び第 4 月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、南区役所及び緑区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 南生涯学習センター
午前 9 時00分から午後 9 時00分まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日にあつては午後 5 時00分まで。

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 2 年 2 月 20 日（木）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 7号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 1月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 2年 1月 8日から同年 1月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 8号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 2年 1月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区七番町 1丁目 1番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区七番町 1丁目 1番の一部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 9号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 444号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 2年 1月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市昭和区萩原町 3丁目25番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第10号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 374号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 2年 1月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区昭和町14番28の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壌溶出量基準）
水銀及びその化合物（土壌溶出量基準）
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

別表子ども青少年局の項中

「

延長保 育実施 の保育 園	業務士 以外の 職員	A	午前 7 時30分から 午後 4 時まで	45	日曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	
		B	午前 8 時から 午後 4 時30分まで	45		
		C	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45		
		D	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	45		
		E	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	45		
		F	午前11時から 午後 7 時30分まで	45		
		G	午前 7 時30分から 午後 4 時15分まで	60		
		H	午前 8 時から 午後 4 時45分まで	60		

		I	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	60		
		J	午前 9 時から 午後 5 時45分まで	60		
		K	午前 9 時30分から 午後 6 時15分まで	60		
		L	午前10時45分から 午後 7 時30分まで	60		
		M	午前 9 時45分から 午後 6 時15分まで	45		
		N	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	60		
	業務士	A	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45	日曜日並 びに16週 間を通じ て9日の 土曜日及 び3日の 金曜日 (業務士 が1名の 保育園に あつては 日曜日及 び土曜日)	16週間を 通じて4日 のB勤務及 び4日のC 勤務を割り 振る。ただ し、業務士 が1名の保 育園にあつ てはB勤務 及びC勤務 を割り振ら ない。
		B	午前 8 時30分から 午後 0 時20分まで			
		C	午前 8 時30分から 午後 0 時25分まで			
		D	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	60		

」

を

「

延長保育実施 の保育園	業務士 以外の 職員	A	午前 7 時30分から 午後 4 時まで	45	日曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	
		B	午前 8 時から 午後 4 時30分まで	45		
		C	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45		
		D	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	45		
		E	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	45		
		F	午前11時から 午後 7 時30分まで	45		
		G	午前 7 時30分から 午後 4 時15分まで	60		
		H	午前 8 時から 午後 4 時45分まで	60		
		I	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	60		
		J	午前 9 時から 午後 5 時45分まで	60		
		K	午前 9 時30分から 午後 6 時15分まで	60		
		L	午前10時45分から 午後 7 時30分まで	60		
		M	午前 9 時45分から 午後 6 時15分まで	45		
		N	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	60		

	業務士	A	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	45	日曜日並びに16週間を通じて9日の土曜日及び3日の金曜日 (業務士が1名の保育園にあっては日曜日及び土曜日)	16週間を通じて4日のB勤務及び4日のC勤務を割り振る。ただし、業務士が1名の保育園にあってはB勤務及びC勤務を割り振らない。
		B	午前 8 時30分から 午後 0 時20分まで			
		C	午前 8 時30分から 午後 0 時25分まで			
		D	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	60		
子ども 未来企 画室	子ども の権利 擁護機 関にお ける業 務に従 事する 者	A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60	日曜日及び4週間を通じて4日	
		B	午前10時30分から 午後 7 時15分まで	60		
		C	午前11時30分から 午後 8 時15分まで	60		

」

に改める。

附 則

この達は、令和2年1月14日から施行する。

名古屋市達第 2 号

子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月10日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとす る。 （略） 子ども青少年局 （略） 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 （略） 主 査（企画調整）<u>(2)</u> (1) （略） （略）	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとす る。 （略） 子ども青少年局 （略） 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 （略） 主 査（企画調整） (1) （略） <u>主 査（子どもの権利擁護に 係る企画調整）</u> <u>(1) 子どもの権利擁護に係る企画及び調 整に関すること（局内他部課室公所係 の主管に属するものを除く。）。</u> （略）

附 則

この達は、令和 2 年 1 月14日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 1号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 1月15日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 1月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

令和 2年度 名古屋市学校教育の努力目標及び重点事項について

令和 2年度 教職員研修の基本方針について

請願審査について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第1号

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月6日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条第1項中「及び下水道事業電気主任技術者」を「、下水道事業電気主任技術者及び移動用発電設備電気主任技術者」に改め、同条第4項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 3 移動用発電設備電気主任技術者は、法第44条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）に所属する技術職員のうち係長又はそれに相当する職にあるもの（以下「移動用発電設備有資格者」という。）から局長が選任する。ただし、移動用発電設備有資格者がいない場合には、法第44条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、施設整備課に所属する技術職員から選任する。

第5条第3号中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条第1項中「電気主任技術者は、」を「水道事業電気主任技術者及び下水道事業電気主任技術者は、」に、「電気工作物の」を「別表第1に掲げるそれぞれが担当する事業所における電気工作物（移動用発電設備を除く。第3項から第6項まで、第11条及び第12条第6項において同じ。）の」に改め、同項後段を削り、同条第6項中「定める「電気工作物の工事等に関する保安監督の業務」」を「規定する電気工作物の工事等に関する保安監督の業務」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から同条第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 移動用発電設備電気主任技術者は、局長の命を受けて別表第2に掲げる保管場所における移動用発電設備の工事等に関する保安監督の業務を行うものとする。

第8条第1項中「担当電気主任技術者」の次に「（移動用発電設備にあっては、移動用発電設備電気主任技術者。以下この条において同じ。）」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(3) 移動用発電設備

第12条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第13条中「施設課」の次に「（移動用発電設備電気主任技術者に関する庶務にあっては、施設整備課）」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

担当電気主任技術者	担当課公所		事業所の名称
移動用発電設備電気主任技術者	施設部	鍋屋上野浄水場	鍋屋上野浄水場
			瑞穂配水場
		南部宝神水処理事務所	山崎汚泥処理場

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大塚屋車道本店

名古屋市東区葵三丁目 1番24号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)大塚屋	代表取締役 大塚 昌孝	名古屋市東区葵三丁目 1番24号	変更なし	代表取締役 大塚 真史	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)大塚屋	代表取締役 大塚 昌孝	名古屋市東区葵三丁目 1番24号	変更なし	代表取締役 大塚 真史	変更なし

3 変更の日

平成30年10月14日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和元年12月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 1月 8日から同年 5月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 5月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

港区木場複合店舗

名古屋市港区木場町8番地17 ほか3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
—	—	—	株Gー7バ イクワール ド	代表取締役 西村 佳三	神戸市須磨 区弥栄台3 丁目1番地 6

3 変更の日

令和元年11月22日

4 変更した理由

小売業者の入店のため

5 届出の日

令和元年12月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 1月 8日から同年 5月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 5月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー名古屋竜泉寺北店

名古屋市守山区桔梗平一丁目102番 ほか3筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
A棟1階南側駐輪場①	57台	変更なし
A棟2階東側駐輪場②	21台	変更なし
B棟東側駐輪場③	11台	変更なし
計	89台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成31年2月9日

4 変更しようとする理由

施設計画変更のため

5 届出の日

令和元年11月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 1月 8日から同年 5月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 5月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課